

事務連絡  
平成26年4月16日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

社会福祉施設及び介護保険施設等における高病原性鳥インフルエンザ  
(H5亜型) が疑われる事例の発生について

今般、農林水産省により、別添のとおり、熊本県球磨郡の養鶏農場において高原病鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例が発生した旨の発表を受け、平成26年4月13日付け事務連絡「高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例の発生について」(厚生労働省健康局結核感染症課)が発出されたところです。

社会福祉施設及び介護保険施設等(以下「施設等」という。)における感染症対策については、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発0222002号、老発第0222001号)に基づく対応をお願いしているところですが、貴部局におかれましては、改めて所管の施設等に対し、鳥インフルエンザ等が疑われる利用者及び従事者が見受けられた場合には、早急に医療機関での受診を指示するとともに、同通知に基づき市町村等の施設等担当部局及び保健所へ報告するよう、周知徹底をお願いします。

併せて、貴部局におかれましては、施設等の所管部局を通じ、施設等の衛生

担当責任者が適宜下記情報の確認、関連機関との連携、家きんが飼育されている場合には、それらの家きんと野鳥との接触をさけるよう周知徹底を行うなど、鳥インフルエンザ等の感染予防対策や発生時の対応に取り組めるよう指導をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。

**【参考】**

○鳥インフルエンザに関する最新情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou02/>

事 務 連 絡  
平成 26 年 4 月 13 日

各  
都道府県  
政 令 市  
特 別 区

衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について  
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、熊本県球磨郡の養鶏農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

## 熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

本日、熊本県の肉用鶏農場①において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置して開催し、今後の対処方針を決定しました。

また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定しました。

当該 2 農場は、症状が出た農場で簡易検査が陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：

#### ①発生疑い農場

熊本県球磨郡（くまぐん）多良木町（たらぎまち）

#### ②飼養者が同一の農場

同県同郡相良村（さがらむら）

飼養状況：

① 肉用鶏（約 5 万 6 千羽）

② 肉用鶏（約 5 万 6 千羽）

### 2. 経緯

(1) 昨日午後、熊本県は、死亡鶏増加等の通報を受けて農場①の立入検査を実施。

(2) インフルエンザ簡易検査で死亡鶏の 5 羽中 5 羽で陽性。

(3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動制限を指示するとともに、遺伝子検査を実施。

(4) 本日、遺伝子検査の結果、H5 亜型であることを確認。

(5) また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定。なお、同県が当該別農場についても移動制限を指示済み。

### 3. 今後の対応

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

1. ①当該2農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②農場から半径3 km 以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3 km から10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
6. 熊本県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 疫学調査チームの派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4. その他

- (1) 当該農場は、簡易検査で陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。